

奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

I 目的

奈良市では、平成23年度から平成32年度までの奈良市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）を策定している。平成23年度から5年間を計画期間とする奈良市第4次総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）が平成27年度で終了するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする奈良市第4次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

後期基本計画の策定を確実かつ効率的に遂行するため、策定全般の細部にわたるコンサルティング業務委託を行うこととし、受託事業者についてはプロポーザル方式により選定するものとする。

II 業務の名称、業務の内容、履行期間及び予算の概要

- 1 業務の名称 奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）
- 2 業務の内容 奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 履行期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- 4 予算の概要 後期基本計画策定委託料 14,000,000円（消費税及び地方消費税込み）
（継続費設定 平成26年度 9,000,000円、平成27年度 5,000,000円）

III 受託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

IV 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。なお、複数の事業者による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去10年以内において、人口20万人以上の市区が発注した総合計画策定業務の受託実績（平成16年4月1日から平成26年3月31日の間に完了した業務）を有していること（ただし、共同企業体での受託実績は、代表者である場合に限る。）。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まないこと。
- (3) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。

- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (7) 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 6 条に規定する措置の対象でないこと。

なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 4 月 1 日発効）に基づき、奈良警察署長に照会する場合がある。

- (8) 奈良市近辺（奈良市役所本庁舎から公共交通機関を利用して片道 2 時間程度まで）の位置に事務所を有していること。
- (9) 次に掲げる者は、本業務のプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することはできない。また、次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできない。
 - ①奈良市が設置する奈良市第 4 次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル審査委員会の委員（以下「審査委員会委員」という。）及びその家族
 - ②審査委員会委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問をしている営利団体に所属する者
 - ③審査委員会委員が大学又は大学院に所属する場合において、当該委員の研究室に所属する者

V 参加手続

1 担当課

奈良市総合政策部総合政策課（担当：玉置、高本）

所在地 〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 中央棟 6 階

電話：0742-34-4786（直通）

ファクシミリ：0742-34-4953

E-mail：sougouseisaku@city.nara.lg.jp

2 参加表明受付

(1) 提出書類

①参加表明書(様式 1)

社印及び代表者印（原則として実印）を押印のこと。

②会社概要票(様式 2)

③業務経歴書(様式 3-1)

④ 奈良市暴力団排除条例に基づく照会用紙（様式 4）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期間

平成 26 年 5 月 26 日(月)午前 8 時 30 分から平成 26 年 6 月 4 日(水)午後 5 時 15 分まで。

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便により提出すること（郵便又は信書便については、上記提出期間内必着のこと。）。

持参の場合は、奈良市役所の閉庁日（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日）を除く、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

(5) 提出場所

上記 1 の担当課

(6) 参加承認

「本プロポーザル」の参加承認の可否の連絡は、平成 26 年 6 月 6 日(金)に参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

なお、参加承認に関する異議等は受け付けない。

3 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 26 年 5 月 26 日(月)午前 8 時 30 分から平成 26 年 6 月 4 日(水)午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出方法

電子メールで担当課宛てに送信すること。電話又は直接来庁による質問には応じない。

(3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

①電子メールの表題（「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。）

②事業者名

③担当者の氏名及び連絡先(所属、電話番号、メールアドレス等)

(4) 質問に対する回答

平成 26 年 6 月 6 日(金)に、質問書又は参加表明書を提出した全事業者に対し、質問書又は参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

併せて、奈良市ホームページに質問事項及び回答内容を掲載する。

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の作成について

① 仕様書及び次に掲げる内容を踏まえること。

ア 総合計画は奈良市の最上位計画であり、それに掲げる都市の将来像の実現に向けた施策を示すために策定する後期基本計画は、前期基本計画の評価を踏まえ継続的な取組を進めるとともに、新たな視点を持った施策展開を示すことが必要である。このことから、策定過程において、市民の参画と意見の聴取、そして市の特性や課題及び現在の社会経済情勢を把握するとともにそれらの将来の動向も十分に見通し、それらを十分に反映した後期基本計画とするための提案を求める。

イ 地方自治法における市町村総合計画の策定義務が廃止されており、後期基本計画策定に当たり、総合計画の果たす役割と奈良市における位置付けについての検討と整理に関する提案を求める。

ウ 策定過程における市民参画の手法について、効率的かつ効果的に取組を進めるための斬新な提案を求める。

エ その他自由意見

独自の提案についても審査における加点の対象とするので、本業務に関して奈良市に提案したいことがあれば、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

- ② 提案内容は、全て事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。
- ③ 企画提案書は表紙を除き社名、商標マーク等の事業者名を特定できる情報は記入してはならないこと。

(2) 提出書類（審査の対象となる書類）

- ① 企画提案書
- ② 業務経歴書(様式3-2)

過去5年以内において、人口5万人以上の市区が発注した総合計画策定業務の受託実績(平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に完了した業務)について記入すること。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まないこと。

- ③ 業務の実施体制調書(様式5)
- ④ 業務工程表(様式自由)
- ⑤ 見積書

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。仕様書第2章 業務内容に記載する各年度の業務ごとに見積書を作成し、積算根拠の具体的な内訳を明らかにすること。

- (3) 提出部数
各10部
- (4) 提出期間

平成26年6月6日(金)午前8時30分から平成26年6月16日(月)午後5時15分まで。
(奈良市役所の閉庁日を除く。)

なお、この期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参すること。電子メール、ファクシミリ、郵送等での提出は認めない。

(6) 提出場所

1に記載の担当課

(7) 企画提案書の書式等

①企画提案書の提出は、1事業者につき1提案とする。

②用紙サイズはA4版縦とし、横書きとすること。A3版の用紙をA4サイズに折り込むことも可とする。

③文字サイズは、10ポイント以上で作成すること。

④使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

⑤片面印刷で20ページ以内(表紙はページ数に含めない。)とし、印刷の色はカラー、白黒を問わない。

⑥ページ番号を付すこと。

⑦提出された企画提案書が本要項の規定に適合しない場合は、無効となる場合がある。

VI 事業者の選定

「奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が事業者を選定する。審査の公平性を期すため、書類の審査やプレゼンテーションは事業者名を伏せて行う。

1 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

平成26年6月24日(火)午後、奈良市役所において実施予定。

詳細については別途決定し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

(2) 実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内)を予定。

(3) 審査項目及び配点

別紙 奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル 審査項目及び配点(採点基準表)のとおり

(4) その他

①プレゼンテーションは非公開で行う。ただし、事業者選定後に、議事録要旨並びに受託候補者第1位及び第2位の事業者名を公開することとする。

- ②プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配付は認めない。また、パソコン及びプロジェクターの使用は認めない。
- ③プレゼンテーション出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは本業務に直接携わる者が行うこと。
- ④プレゼンテーションにおいては、事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと。また、名札・社章その他服装又は携行物品により事業者名が特定できることのないようにすること。
- ⑤遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ⑥参加事業者が多数に及ぶ場合は、書類審査による一次審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を限定する場合がある。

2 選定方法等

- (1) 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、単純合計点数が高い事業者から順に受託候補者第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。
- (2) 審査委員会は別途定める採点基準表に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。
- (3) 受託候補者第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。なお、受託候補者第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、受託候補者第2位に選定された事業者と交渉を行う。

3 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての事業者に速やかに通知する。受託候補者第1位又は第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

選定に関する異議等は受け付けない。

VII 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (5) 見積書の見積額(税込)が前記Ⅱ 4の予算額を超える場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、本要項に違反したと認められる場合又は著しく信義に反する行為を行ったと認められる場合

VIII その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、奈良市が本プロポーザルの結果の報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (7) 提出書類の「業務の実施体制調書(様式 5)」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、本プロポーザル実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。また、奈良市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病又は退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (8) 本業務の契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

IX スケジュール（予定）

時 期	項 目
5月26日（月）～6月4日（水）	参加表明受付、質問受付
6月6日（金）	参加承認通知、質問への回答
6月6日（金）～6月16日（月）	企画提案書等受付
6月24日（火）	プレゼンテーション実施
6月25日（水）	選定結果通知